

セゾン投信総合取引約款・規程集新旧対照表

セゾン投信総合取引約款・規程集の該当箇所を<変更前>から<変更後>の内容に改定します。下線部は変更部分を示しています。

当該改定は、2026 年 10 月 1 日付で実施します。

(下線部変更箇所)

<変更後>	<変更前>
非課税上場株式等管理、非課税累積投資、<u>特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理に関する約款</u> (約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、セゾン投信株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座及び<u>特定課税未成年者口座</u>について、租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 2 号、第 4 号、第 6 号及び第 10 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (以下省略) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第 2 条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号、第 <u>1 6 項</u>及び第 <u>2 5 項</u>に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは<u>勘定廃止通知書記載事項</u>若しくは<u>非課税口座廃止通知書記載事項</u>（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既</u>	非課税上場株式等管理、非課税累積投資<u>及び特定非課税累積投資に関する約款</u> (約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、セゾン投信株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 2 号、第 4 号及び<u>6 号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (以下省略) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第 2 条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号、第 <u>1 0 項</u>及び第 <u>1 9 項</u>に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第 1 8 条の 1 5 の 3 第 2 4 項において準用する租税特別措置法施行規則第 1 8 条の 1 2 第 3 項に基づ

に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は当社所定の方法により本人確認書類及び個人番号確認書類を提出し、氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第44項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知のうえ、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u>ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 2. 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止	き同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 2. 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添
--	---

<u>通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u> 3. お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第22項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第12号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の、特定累積投資勘定が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 5. お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客さまがその年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項及び次項において同じ。）又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第19項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れ	付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 3. お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき 5. お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
---	--

が行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第11号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 (特定累積投資勘定の設定) 第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年(未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027年)以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、所轄税務署長から当社にお客さまの「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。）があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があつた場合には、同日）において設けられます。 3. 未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客さまがその年1月1日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社又は金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。	6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 (特定累積投資勘定の設定) 第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。 (新設)
--	--

(特定非課税管理勘定の設定) 第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の3の特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。)と同時に設けられます。 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 (省略) ②租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 <u>2. 累積投資勘定において、お客さまが累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売及び解約に係る手数料並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</u> (削除) (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の3 (省略)	(特定非課税管理勘定の設定) 第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 (省略) ②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 (新設) (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の買付) <u>第5条の3 前条に基づき受け入れる上場株式等の買付の方法は、次の要件をすべて満たすものとします。</u> <u>①あらかじめ当社に申し出た銘柄につき、その銘柄ごとにあらかじめ申し出た金額で毎月継続的に 買い付けるものであること</u> <u>②前号の金額は、5,000円以上かつ33,000円以下であること(毎月複数商品を買付けるときにはその合算した金額)</u> <u>③ あらかじめ当社に申し出ることにより、当社の定める増額月に、第1号の金額を増額して買い付けることができるが、この場合第1号の金額に12を乗じて得た金額に増額月における増額分を加えた金額が40万円を超えないこと</u> <u>2. 申出の金額が、本条第1項に規定する上限額を超える場合には、全部の買付が行われません。</u> (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の4 (省略)
--	--

①第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（この項及び第21条において「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。） イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超える場合 ロ 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が600万円を超える場合 ②租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 2. 特定累積投資勘定において、お客さまが累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売及び解約に係る手数料並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。 （特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条の4 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業	①第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。） ②租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 （新設） （特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条の5 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業
---	---

所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、<u>当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)</u>により取得をした上場株式等又は<u>租税特別措置法施行令第25条の13第28項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)</u> (以下省略) ②租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等2. 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるもの</u>を受け入れることができません。 (以下省略) (譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請	所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は<u>当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)</u>により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) (以下省略) ②租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等2. 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める<u>上場株式等</u>を受け入れることができません。 (以下省略) (譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請
--	---

求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(省略)

3. 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(未成年者特定累積投資勘定の管理)

第7条 未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

①当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除きます。)を行わないこと

イ お客さまがその年の3月31日において12歳である年(以下、「特定基準年」といいます。)の前年以前の各年 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)及び当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融

求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(省略)

3. 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(新設)

<u>商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管又は返還</u> ロ お客さまの特定基準年以後の各年 イに定める移管又は返還及びお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を依頼する旨、当該移管又は返還の起因となる事由（お客さまの教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管又は返還 ②当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと ③当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 第 1 項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託すること <u>（未成年者特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の買付）</u> 第 7 条の 2 未成年者特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の買付の方法は、次の要件をすべて満たすものとします。 ①あらかじめ当社に申し出た銘柄につき、その銘柄ごとにあらかじめ申し出た金額で継続的に買い付けるものであること	（新設）
--	-------------

②前号の金額は、1,000円以上かつ50,000円以下であること（複数商品を買付ける場合にはその合算した金額） 2. 申出の金額が、第5条の3第1項に規定する上限額を超える場合には、全部の買付が行われません。 <u>（非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止）</u> <u>第8条 第7条第1項に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座及び当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。</u> （非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） <u>第9条 （省略）</u> 2. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。） （以下省略） 3. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>次項に規定するもの、租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。</u>） （以下省略） <u>4. 未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出しでお客さまの基準年の前年12月31日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（租税特別措置法施行令第25条の13第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管に</u>	（新設） （非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） <u>第7条 （省略）</u> 2. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。） （以下省略） 3. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。） （以下省略） （新設）
--	---

<u>よる払出しがあったものとみなされるものを含みます。)</u>には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 <u>5. 租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 3 第 3 0 項において準用する租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 3 第 1 2 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）</u> （非課税管理勘定終了時の取扱い） 第 1 0 条 （省略） （累積投資勘定終了時の取扱い） 第 1 0 条の 2 （省略） 2. （省略） ①お客さまから当社が定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 3 第 1 8 項において準用する租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 3 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 （以下省略） （削除）	<u>4. 租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 3 第 3 1 項において準用する租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 3 第 1 2 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）</u> （非課税管理勘定終了時の取扱い） 第 8 条 （省略） （累積投資勘定終了時の取扱い） 第 8 条の 2 （省略） 2. （省略） ①お客さまから当社が定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 3 第 2 0 項において準用する租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 3 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 （以下省略） <u>（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</u> 第 9 条 当社は、お客さまから提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであ
--	---

ることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所

2. 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(削除)

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)
第10条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲

げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所

2. 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認)

第11条 当社は、お客さまが当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定してい

(新設)

る場合において、当社の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認いたします。 2. 前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。 3. 前二項の場合において、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。	
<u>(特定課税未成年者口座の設定)</u> 第 12 条 お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年又は出生した年において、特定課税未成年者口座（お客さまが当社に開設しているお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。	(新設)
<u>(課税管理勘定における処理)</u> 第 13 条 お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年又は出生した年において、金銭その他の資産の預入れ又は預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	(新設)
<u>(課税管理勘定の金銭等の管理)</u> 第 14 条 特定課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をする	(新設)

<u>ことはできません。</u> <u>①お客さまの特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し</u> <u>②お客さまの特定基準年以後の各年 ①に定める払出し及びお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客さまの教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該払出し</u> <u>（契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い）</u> <u>第15条 お客さまの基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由（第7条若しくは第14条に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。</u> <u>①当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第9条の8第1項第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。</u> <u>②当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第37</u>	(新設)
---	-------------

条の 14 第 1 項及び第 2 項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 ③当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管又はお客さまへの返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返還があった時における含み益について課税いたします。 ④当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。	
(非課税口座及び特定課税未成年者口座における入出金等の処理) 第 16 条 お客さまが 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金及び特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ①お客さま名義の預貯金口座からの入金 ②お客さま名義のその他当社が認める方法による入金 2. お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに、お客さまが非課税口座又は特定課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ①お客さま名義の預貯金口座への出金 ②お客さま名義の当社に開設された他の口座への移管 3. 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さま又はお客さまの法定代理人に限ることとします。 4. お客さまの法定代理人が第 2 項各号の出金等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号ホ(1)(ii)に規定する他の保管口座への有価証券の移管若しくは返還又は同項第 10 号ロ(2)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。）を行う場合には、	(新設)

<u>当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。</u> <u>５． やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。</u> <u>６． お客さま本人が第２項第２号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。</u>	
<u>(代理人による取引の届出)</u> <u>第１７条 お客さまの代理人が、非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</u> <u>２． お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。</u> <u>３． お客さまの法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u>	(新設)
<u>(法定代理人の変更)</u> <u>第１８条 お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。</u>	(新設)
<u>(12歳を迎えた場合の取引残高の通知)</u> <u>第１９条 お客さまがその年１月１日において 12 歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。</u>	(新設)
<u>(お客さまが成年を迎えた場合の通知)</u> <u>第２０条 お客さまがその年１月１日において 18 歳の年を迎えた場合には、当社は、同年１月１日付でお客さまの開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時</u>	(新設)

<u>点の非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高並びに次に掲げる事項をお客さま本人に通知いたします。</u> <u>①同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。</u> <u>②同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。</u> <u>③非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円）に変更されること。</u> （非課税口座取引である旨の明示） 第 2 1 条 （削除） （特定累積投資勘定での取得対価の額の合計額が 1 2	（非課税口座取引である旨の明示） 第 1 2 条 <u>（非課税管理勘定での取得対価の額の合計額が 1 2 0 万円を超える場合の取扱い）</u> <u>第 1 2 条 お客さまが当社に対し、非課税口座に係る非課税管理勘定での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が 1 2 0 万円を超える場合には、当社は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が 1 2 0 万円に達するまでは非課税管理勘定に、1 2 0 万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れるものとします。</u> <u>2. 当社規定の定期積立プランにより、同日に複数の上場株式等の買付を行った場合には、約定代金の大きい銘柄を優先して前項の規定を適用するものとします。金額が同じ場合については当社の定める銘柄を優先して前項の規定を適用するものとします。</u> <u>3. お客さまが、当社規定の定期積立プランによる買付注文日（第 4 章第 7 条の規定による）と同日に、当該プランによる買付とは別に上場株式等の買付注文を行った場合には、当該買付により取得する上場株式等を優先して本条第 1 項の規定を適用するものとします。</u> （特定累積投資勘定での取得対価の額の合計額が 1 2
---	--

0万円を超える場合の取扱い) 第22条 (特定非課税管理勘定での取得対価の額の合計額が240万円を超える場合の取扱い) 第23条 (契約の解除) 第24条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客さま又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ②租税特別措置法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第37条の14第33項第1号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日 ③租税特別措置法第37条の14第29項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第31項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第33項第3号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ④租税特別措置法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ⑤お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く)租税特別措置法第37条の14第33第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑥(以下省略) (非課税口座の開設について) 第25条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を	0万円を超える場合の取扱い) 第13条 (特定非課税管理勘定での取得対価の額の合計額が240万円を超える場合の取扱い) 第14条 (契約の解除) 第15条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (新設) ②租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く)租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤(以下省略) (非課税口座の開設について) 第16条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を
--	---

<u>受けた日に、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳以上の場合には特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満の場合には未成年者特定累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> <u>2. 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出又は提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出又は提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> （特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） <u>第 26 条</u> （非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い） <u>第 27 条</u> お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出又は提供をした場合を含みます。）をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又	<u>受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> （新設） （特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） <u>第 17 条</u> （非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） <u>第 18 条</u> お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。
--	---

は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 2. お客さまが当社に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出又は提供をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）及び特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。	(新設)
(合意管轄) 第 28 条	(合意管轄) 第 19 条
(約款の変更) 第 29 条	(約款の変更) 第 20 条
附則 この約款は、<u>2026 年 10 月 1 日</u>より適用させていただきます。	附則 この約款は、<u>2023 年 12 月 8 日</u>より適用させていただきます。
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (未成年者口座廃止届出書の提出) 第 2 条 (削除)	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (未成年者口座開設届出書等の提出) 第 2 条 <u>お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適</u>

(削除) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。 (削除)	<u>用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</u> <u>2. 当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」を提出することはできません。</u> <u>3. お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。</u> <u>4. お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産のすべてについて行うもの（以</u>
---	---

の継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等

（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）

（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理いたします。

（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条 （省略）

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日まで

ための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条 （省略）

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

は、次に定める取扱いとなります。 <u>①災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 1 6 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 1 8 条の 1 5 の 1 0 第 8 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）</u> （以下省略） （未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第 9 条 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 <u>2. 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u> <u>①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日</u> <u>②お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日</u> <u>③2026 年 1 月 1 日</u> （出国時の取扱い） 第 1 2 条 （省略） 3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 0 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>同令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 6 号に規定する未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘</u>	①災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 1 6 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 1 8 条の 1 5 の 1 0 第 8 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。） （以下省略） （未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第 9 条 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 （新設） （出国時の取扱い） 第 1 2 条 （省略） 3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 0 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いませ
--	--

定への上場株式等の受け入れは行いません。 (課税未成年者口座の設定) 第 1 3 条 <u>課税未成年者口座(お客さまが当社に開設している特定口座若しくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づき取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)</u>は、未成年者口座と同時に設けられます。 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第 1 8 条 (省略) 2. 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日 ②お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日 ③2026 年 1 月 1 日 (課税未成年者口座取引である旨の明示) 第 2 5 条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(第 1 4 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 (以下省略)	ん。 (課税未成年者口座の設定) 第 1 3 条 課税未成年者口座は、未成年者口座と同時に設けられます。 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第 1 8 条 (省略) (新設) (<u>未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示</u>) 第 2 5 条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(<u>未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 1 4 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)</u>、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を<u>未成年者口座又は課税未成年者口座</u>に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して<u>未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示</u>を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 (以下省略)
--	---

(削除)	(取得対価の額が非課税投資上限額を超える場合の取扱い) <u>第 2 6 条</u> お客さまが当社に対し、未成年者口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額が非課税投資上限額を超える場合には、当社は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額が非課税投資上限額に達するまでは未成年者口座に、非課税投資上限額を超える部分は未成年者口座以外の課税未成年者口座で受け入れることとさせていただきます。また、未成年者口座での上場株式等の取得に係る注文等が複数競合する場合には、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款第 1 2 条第 2 項及び第 3 項に定める扱いに準ずるものとしします。 <u>2.</u> 前項の規定は、第 5 条第 1 項に定める上場株式等においても同様とします。
(基準年以降の手続き等) <u>第 2 6 条</u> (省略) (非課税口座のみなし開設) <u>第 2 7 条</u> 2024 年<u>から</u> 2027 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。） (以下省略) (本契約の解除) <u>第 2 8 条</u> (省略) ②租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 <u>租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 の 2 第 2 0 項第 1 号</u>の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③第 18 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を	(基準年以降の手続き等) <u>第 2 7 条</u> (省略) (非課税口座のみなし開設) <u>第 2 8 条</u> 2024 年<u>以後</u>の各年（その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。） (以下省略) (本契約の解除) <u>第 2 9 条</u> (省略) ②租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 <u>租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 の 2 第 2 0 項</u>の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 (新設)

開設している場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客さまが「未成年者口 座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） ⑦ （省略） （合意管轄） 第 2 9 条 （省略） （約款の変更） 第 3 0 条 （省略）	③ （省略） ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） （合意管轄） 第 3 0 条 （省略） （約款の変更） 第 3 1 条 （省略）
--	--